広島地方最低賃金審議会
令和８年度　第３回
広島県最低賃金専門部会

令和８年８月 10 日（月）

広　島　労　働　局

広島地方最低賃金審議会

1　日　時　　令和８年８月 10 日（月）13 時 30 分～18 時

2　場　所　　広島合同庁舎４号館２階 11 号会議室

3　出席者

（公益代表委員）		岡田　行正
		酒井　朋子
		村上　恵子
（労働者代表委員）		佐﨑　吉宏
		林　　秀彦
		藤中　裕治
（使用者代表委員）		木村　康宏
		蔵田　秀和
		長谷川信男
（広島労働局）	労働基準部長	矢野　総一郎
	賃金室長	村上　勝彦
	室長補佐	片山　恵美
	賃金指導官	檀上　昌浩

4　議　事

（１）広島県最低賃金の改正決定について

（２）その他

【片山補佐】

ただ今から、第３回広島地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。

本日の専門部会委員の出席状況ですが、公益代表委員３名、労働者代表委員が３名、使用者代表委員が３名、合計９名の委員にご出席いただいており、最低賃金審議会令第６条第６項に定める定足数を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本専門部会は３名の方が傍聴されています。傍聴される方は、遵守事項に従っていただきますようお願いします。

なお、本専門部会は原則公開としておりますが、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程により、個人情報保護に支障がある場合、個人もしくは団体等の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合は、部会長判断により会議が非公開とされる場合があることをご了承いただきますようお願いします。

それでは、村上部会長、以後の議事進行をお願い致します。

【村上部会長】

皆様、大変暑い中ご参集いただきありがとうございます。

それでは、議事（１）「広島県最低賃金の改正決定」についての審議を始めます。

事務局から説明をお願いします。

【村上賃金室長】

議事次第の次の２種類の追加資料は、第１回専門部会で説明させていただいた「中央最低賃金審議会で使用された資料の都道府県別データ」について、要望があった資料です。

１点目の「完全失業者、完全失業率」の資料は、政府統計 e-Stat のデータを印刷したものです。

２点目は、「消費者物価指数」の資料で、中央最低賃金審議会で使用された広島県の消費者物価指数データをまとめたものです。

要望があった追加資料は以上でございます。

【村上部会長】

この追加資料について、ご質問等ありますでしょうか。

（質疑なし）

【村上賃金室長】

７月 31 日に開催された第４回運営小委員会の議事要旨（案）、８月４日に開催された第２回専門部会の議事要旨（案）の内容を確認していただけますでしょうか。

【村上部会長】

いかがでしょうか。

修正等必要な箇所、お気づきの点などございますでしょうか。

【林委員】

最後の下から４番目、事務局からの「労使二者協議」となっていますが、「公使二者協議」ではないでしょうか。

【村上賃金室長】

失礼いたしました。公使でございます。

【村上部会長】

ご指摘ありがとうございます。

下から４行目の「労使二者協議」は「公使二者協議」に修正いたします。

ほかは、よろしいでしょうか。では、続けて説明をお願いします。

【村上賃金室長】

続いて、ご説明をいたします。

第２回専門部会で、公使二者協議から要望いただいた「目安額を示すに至った経緯」について説明いたします。

本省からの回答をご説明します。

（問）目安が全国加重平均55円（4.9%）となった根拠は何か、

これに対する回答は次のようになります。

（回答）公益委員見解に記載のとおりでございますが、少し言葉を補いますと、

- 労働者の生計費については、消費者物価指数が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。
- 賃金については、昨年を上回る水準の引上げとなっている。
- 通常の事業の賃金支払いの能力については、企業の利益においては改善傾向にあるものの、価格転嫁が十分でなく、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在する。

といったこれらの状況・指標を総合的に勘案し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであるという最低賃金制度の目的にも留意した結果となっております。

「目安額を示すに至った経緯」は以上でございます。

続きまして、直近の経済資料を３種類お配りしております。

すでに、本審においてお配りしているものの、最新版でございます。

簡単ではございますが、概要をご説明いたします。

はじめに、令和８年７月１日付け日本銀行広島支店から発表の「企業短期経済観測調査結果の概要（2026年６月）」でございます。

２ページの「１　業況判断」ですが、広島の全産業のD.I.を見てみますと、６月調査では、前回の19から22へ上昇しております。内訳としまして、「良い」が前回の27から30へ３増加し、さほど良くないが65から62へ３減少でした。

続いて、７ページの「経常利益」です。

広島を見てみます。前年度比の状況ですが、全産業では、25年度実績、26年度

計画ともにマイナスとなっておりますが、マイナス幅は縮小傾向となっております。棒グラフを見てみますと、26 年度計画は、22 年度実績と同等の状況となっております。

続いて、９ページの「４雇用」の「雇用人員判断 D.I.」です。

企業の雇用人員の過不足を判断するものですが､6 月の全産業でマイナス 29 となっております。先行きを見ても人手不足が解消するとは思えない状況です。

次の資料です。令和８年７月 31 日付け広島県商工労働局から発表の「広島県経済の動向」をご覧ください。

２ページの「広島県経済の動向」では、基調判断含めて、前回の５月に続いて、６月も変化はありませんでした。

７ページをご覧ください。「企業倒産状況（令和８年５月)」です。

概況の表ですが、令和８年５月は、前年同月比と同数の 11 件で、前月に比べて６件の減少となっています。

３つ目の資料です。令和８年８月５日付け中国財務局から発表の「広島県内経済情勢報告」でございます。

１ページ（広１）をご覧ください。

「１．総論」の【総括判断】では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」とされ、前回と表現が変化しております。

【各項目の判断】では、前回比較の矢印が下方になったのは「住宅建設」のみで、「設備投資」では前年度を上回る見込み、「企業収益」では８年度は増益の見込み、企業の景況感では「下降超幅が拡大している」とされています。

少し進みまして、資料編の５ページ（広５）には、企業収益がありますが、全産業ではプラス 2.1%、製造業ではマイナス 14%、非製造業ではプラス 24.6%と、業種によってかなりばらつきがある状況でございます。

規模別では大企業プラス 5.9%、中堅企業マイナス 4.7%、中小企業マイナス 3.6%となっております。

この数値ですが、570 回本審資料の 76 ページと比較しますと、改善している状況

でした。

６ページ(広６)の「６　企業の景況感」です。折れ線グラフを見ていただきますと、全産業の景況判断 BSI は、令和８年４から６月期でマイナス 7.6%ポイントとなっています。前年同期と比較しますと、マイナス幅は小さくなっております。今後の見通しの折れ線を見てみますと、昨年と同様に改善見通しでした。

事務局からは以上でございます。

【村上部会長】

ありがとうございます。

ただいま、前回、使側からご要望いただきました目安額を示すに至った経緯、それから新たな資料として、直近の経済指標３種類についてご説明いただきました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

（質疑なし）

それでは、事務局から、他の審議会の結審状況をお願いします。

【村上賃金室長】

他の審議会の結審状況につきましては、机上配付資料のとおり、８/７時点で、22 局で結審しております。

【村上部会長】

他の審議会の結審状況について、ご質問等ありますでしょうか。

（質疑なし）

それでは、審議に入ってまいりたいと思います。

前回の専門部会までに、労使各側から意見表明をいただきまして、第２回専門部会では、労側から 95 円引上げ、時間額 1,180 円という金額提示があったところでございます。

その後、各側で協議を行われたかと思いますが、何か追加のご意見等はございますでしょうか。

労側から追加のご意見はございますか。

（意見なし）

使側はいかがでしょうか。

追加の意見表明がございましたらお願いいたします。

【長谷川委員】

今回、新たな資料をいただいたので、協議したいと思います。

【村上部会長】

はい、分かりました。

それでは、新たな資料もいくつか示されたことから、各側で協議を行っていただく時間を設けたいと思います。

我々がそれぞれ別室でご意見を聞いたほうがよいのか、あるいは、使側が協議後にこの場で意見表明をしていただくほうがよろしいでしょうか。

使側いかがでしょうか。一旦協議をされてから意見表明されますか。

【長谷川委員】

そうですね。

【村上部会長】

それでは、使側で一旦協議を行っていただくことといたします。事務局は別室へのご案内をお願いいたします。

労側はいかがいたしますか。この場に残られますか、それとも別室で協議をされますか。

【藤中委員】

別室でお願いします。

【村上部会長】

では、労側もご案内をお願いします。

どのくらいのお時間を見込まれますか。

【長谷川委員】

15 分程度をお願いします。

【村上部会長】

承知いたしました。労側も 15 分程度でよろしいでしょうか。

【藤中委員】

はい。

【村上部会長】

それでは、15 分後を目途にお戻りいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

（審議再開）

【村上部会長】

それでは、労使双方にお戻りいただきましたので、まず使側から意見表明をお願いできればと思います。

【長谷川委員】

大変お待たせいたしました。

使側から述べさせていただきます。

先ほど、中央のＢランク 56 円について確認いただきまして、大変お手間をおかけしました。

一方で、先ほどのご説明を伺いますと、それぞれの法定３要素についてデータに基づき、各項目をどのように評価して水準に結び付けたのかについては、十分な説

明が得られたとは言い難いと感じております。

広島県としては、法定３要素をどのように評価するかをしっかり議論しながら進めていくことが重要だと考えております。

昨年度、広島県の公益委員見解では様々なデータを見ていただき、最終的には消費者物価の上昇もあったので、生計費を最も重視して率を定め 65 円引上げになったと思っております。

生計費についてですが、食料品などの生活必需品の価格が高い水準にあることから、最低賃金近傍で働く方々への負担が大きいという点については、否定するものではありません。

ただ一方で、昨年度と比較すると、物価の動きにはかなり変化が見られます。

昨年度５月の総合消費者物価指数は、広島市 3.8%、福山市 3.4%でしたが、今年５月は広島市 1.6%、福山市 1.2%となっています。

また、中央の公益委員見解に示された指標を見ましても、「持家の帰属家賃を除く総合」は前年同期の 3.9%から 2.1%、食料は 6.4%から 4.3%など、多くの指標で物価上昇率が鈍化しています。

次に賃金についてです。賃上げの流れが続いていることは認識しています。しかし、連合広島の賃上げ率は、全体で 5.48 から 5.07 に落ちておりますし、300 人未満で 4.83 から 4.72 の状況で、高い水準ではあるがいずれも下回っています。４表では賃金上昇率は３％台になっています。

三点目の事業の支払能力についてです。本日いただいた短観を見ますと、景況感は横ばいか、普通といった感じだと思います。広島の先行き感については、３ページを見ると、全部マイナスであるとみて取れます。商工労働局のデータからは、「穏やかに回復しつつある」とか、財務局のデータも「回復しつつある」とありますが、中小企業で考えると、価格転嫁と労務費については、価格転嫁率は 54.2%、労務費の転嫁率は 50%にとどまっています。そのため、景況感だけでなく、実際に利益を確保できているかという観点では厳しい状況が続いていると考えています。

やはり、法定３要素のデータに基づいて考えると厳しい。

ここについては、データに基づいた議論は必要と考えています。

【村上部会長】

ただいまのご意見は、中央の目安額について説明はあったものの十分な説明ではなく、広島県としては法定３要素に基づいた議論を行うべきであること、そして生計費・賃金・支払能力の各要素について重視すべきデータを示していただいたものと理解しております。

ただいまの使側のご意見に対して、労側からご意見、ご質問等はございますでしょうか。

使側は現時点で金額提示はありますでしょうか。

【長谷川委員】

まず議論をしてからです。

【村上部会長】

金額提示はないということでございますが、労側なにかご意見等ございますでしょうか。

【佐﨑委員】

当然ながら、労側も法定３要素を見ながら金額について検討していく必要があると考えております。

ただ、法定３要素の中でもどの要素を重視するのかという視点を持ちながら、検討していく必要があると思っております。

以上です。

【村上部会長】

昨年度は生計費を重視した判断が行われましたが、何を重視すべきかを含めて議論していきたいと思います。

【蔵田委員】

部会長よろしいでしょうか。

法定３要素の「どこに重点を置くのか」という点について、私自身の考えを少し述べさせていただければと思います。

本日も事務局から、日銀や県の各種資料をお配りいただきました。

法定３要素のうち、事業の支払能力をどう見ていくかという点ですが、法律上は３要素を並列して規定していますので、それぞれきちんと見ていくべきだと思います。

ただ、最低賃金というのはセーフティネットです。

セーフティネットとしての金額を決めていくことを考えたとき、生計費と賃金については、どのデータを見るべきかが明確であり、比較的議論がしやすいと思います。

一方で、事業の支払能力については、本日いただいたような景気動向や経済指標などを総合的に見ていくことになるのだろうと思います。

しかし、セーフティネットという観点から考えると、まずは生計費と賃金から「どこまで引き上げるべきか」を見極めていくことになると思います。

事業の支払能力については、「どこまで上げられるか」という視点ではなくて、「その水準を支払うことが可能かどうか」を検証する役割として考えるべきではないかと思います。

つまり、「もっと引き上げられるのではないか」という議論は、セーフティネットとしての最低賃金の考え方からは少し外れているように思いますし、それは、個別の労使の分配の話であって、最低賃金の決め方の問題ではないと思います。

以前も申し上げましたが、事業の支払能力を最も表している指標は、県別のデータがないのは残念ですが「第４表」であると考えております。

賃金妥結状況は、賃金を見ていくうえで重要ですが、それは個々の労使の話合いによって、企業側でも事業が継続できるというレベルのものの積み重ねです。

平均がその数値になっていることからすると、事業の支払能力においても重きをおいて見るべきだと思います。むしろ私自身は、そこだけ見ればいいと思います。その他は参考として見ればよいと思います。

私からは以上です。

【村上部会長】

ありがとうございます。

大変貴重なご意見をいただいたと認識しております。

３要素のデータをきちんと見ていくことは重要ですが、特に支払能力については、その水準を企業が支払えるかを確認する観点から第４表を中心に判断すべきである、というご提案でよろしいでしょうか。

ただいま、支払能力のデータについてご提案と、最低賃金はセーフティネットであるということについても改めてご意見をいただきました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

（意見なし）

それでは、現時点では労側から 95 円の引上げ提示、使側からは金額提示がない状況でございます。

このまま審議を続けても議論が進まないと思われますので、公益が各側と個別にお話をさせていただきながら、議論を進めてまいりたいと思います。

その進め方でよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、また別室に分かれていただき、まず使側からお話を伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

（審議再開）

【村上部会長】

それでは皆さまにお戻りいただきましたので、審議を再開いたします。

各側と協議をさせていただき、貴重なご意見をいろいろといただき、ありがとう

ございました。

法定３要素を踏まえて引上げ額を審議するということについて、改めて認識を共有いたしました。そこで、その法定３要素をどのように踏まえるかということについて、各側からご意見をいただければと思います。

それではまず、使側からお願いできますでしょうか。

【長谷川委員】

法定３要素で議論するということについて、労側も同意いただいたということで、ありがとうございます。

まず、生計費についてですけども、昨年、公益委員見解で、生計費については 2025 年１月から６月の生鮮食料品を除く食料品のデータで 6.77 という数値がありました。今年度もそれを参考にするということであれば、今日、お配りいただいた資料の消費者物価指数の資料があります。その中の「持家の帰属家賃を除く総合」を見ると約２％となっています。これが通常の物価上昇率に当たるものと思います。仮に、昨年度の公益委員の考え方を踏襲すると、食料品が 3.85％になるので、これが生計費として考える最大数と使側としては考えています。

次に賃金です。これも専門部会の第２回資料に、春闘の妥結状況という資料があります。それを見ると、連合広島で 300 人未満、経団連で 500 人未満という数値がそれぞれ示されています。経団連の集計では 4.20％、連合広島では 4.72％という結果です。これ自体は組織労働者が企業との交渉の中で定められた結果ですので、それを上回る形で未組織労働者に波及するというのは考えにくいと思います。したがって、最大でもその程度ではないかと考えております。

最後に支払能力についてです。これは数字的な説明が難しいのが現実だと思います。中央最低賃金審議会では、第４表の重要性がかなり言われており、継続して参考とされている数字です。第 571 回の資料にもありますが、第４表のＢランクの賃金上昇率として 3.7％という数値が出ています。実際に支払った額となると、先ほど申し上げた引上げ率も参考になるのではないかと考えております。

私からは以上です。

【村上部会長】

ありがとうございます。確認をさせていただきます。

まず、生計費については、生鮮食料品を除く食料費の１月から６月の平均が3.85％

【長谷川委員】

すみません、私の言い方が少し悪かったのですが、「持家の帰属家賃を除く総合指数」のがベースではないかと思います。

なぜなら、中央最低賃金審議会でも論拠として挙げられており、今年度については、「持家の帰属家賃を除く総合指数」についての数字を考えるべきと示されました。

ただ、昨年度の広島地方最低賃金審議会における公益委員の考え方を踏襲すると、その食料品の 3.85 になるということです。

【村上部会長】

大変失礼いたしました。

持家の帰属家賃を除く総合で見ると２％程度。それから賃金については春闘の妥結状況から 4.20％、もしくは 4.72％、支払能力については、何を見るべきか難しいところはありますが、第４表を基に 3.7％を参考として考える、というご説明だったかと思います。

具体的な数字を挙げていただき、ありがとうございます。

それでは続きまして、労側からもご意見をいただけますでしょうか。

【藤中委員】

前回お示しした連合リビングウェイジの考え方を引き続き重視しています。

これが、生計費を具体化する資料の１つであると考えています。

ただし、これを単年で実現できれば一番良いのですが、提供されている資料に基づいて賃金の実態を見てみます。

第 570 回で配布された資料のうち、資料 No. ２－１「広島県賃金額の推移(パート、

規模別)」という実績データの、５人から 29 人規模の事業所において、令和７年の上昇率が 6.7%となっています。

これは、未組織労働者やパートタイム労働者など、最低賃金近傍で働く方が多いと考えられる層の賃上げ実績であるため、これを重視したいと考えています。

これを引上げ額に換算すると約 72 円となり、これを再度の提示額とさせていただきます。

なお、連合広島の中でも時間給で働く方々の賃上げ実績を見ると、加重平均で 6.74%となっておりますので、こちらも合わせてお伝えいたします。

引上げ額について、労側として、前回、今回と示しておりますので、使側の現時点での検討状況をお示しいただければと思います。

以上です。

【村上部会長】

ありがとうございます。

連合リビングウェイジの考え方は重視すべきだが、単年度で直ちにということではなく、単年度で見るならば、賃金については、パート規模別の広島県の賃金上昇率である 6.7%、72 円を重視したいとのご意見をいただいたかと思います。

同様のデータやその他お持ちのデータについてもご紹介いただいたところです。

そして、使側に対して、引上げ額についてのお考えがあればご提示いただきたいということでしたが、使側委員の皆さま、その点はいかがでしょうか。

【長谷川委員】

引き上げ額については、先ほども申し上げましたが、法定３要素に基づいた形で、引き上げ額を当然検討するべきと考えており、我々が示した生計費、賃金、支払能力について、まず労側のお考えを伺いたかったところですが、先ほどの 6.7%というのは生計費ですか。

【藤中委員】

6.7%は賃上げ率です。

【長谷川委員】

では、生計費についてはいかがですか。

【佐﨑委員】

標準生計費については、570 回の本審の「資料 No. １－５」の広島市の令和７年は「122,781 円」とあります。

これが、広島市の標準生計費の額になります。

【長谷川委員】

上昇率を尋ねているんです。

【村上部会長】

対前年上昇率は合計が 0.685％になります。

【林委員】

発言してもよろしいでしょうか。

本日配布された資料「消費者物価指数の対前年上昇率の推移」で、先ほど使側からは、昨年の経緯もあって、2026 年１月から６月までの平均上昇率は 3.85％との説明がありました。

2025 年７月から 2026 年６月までの１年間の平均で見ると 5.2％なので、5.2％という数値も含めて検討したいと考えております。

【村上部会長】

ありがとうございます。

食料品の上昇率は、１年間で見ると 5.2％ということです。

因みに、先ほどの資料 No１－５について、合計では 0.68％でしたが、食料費のみで見ますと 17.56％上昇しています。

【長谷川委員】

今、お話しいただいたのは、本日配布の「消費者物価指数の対前年上昇率の推移」資料によると食料費は 5.2％で、資料 No. １－５によると

【村上部会長】

はい。570 回本審の資料 No. １－５によりますと、令和７年度の合計の対前年上昇率が 0.68％、食料費でみると 17.56％となっております。

【長谷川委員】

労側の説明は、「消費者物価指数の対前年上昇率の推移」の１年間のデータを用いたものですが、最低賃金については、毎年この時期に審議し、昨年度は 11 月 1 日発効となりました。

対前年度だけで議論するのはどうかと思います。

昨年度、公益委員も直近の１月から６月までのデータを踏まえて議論されたと認識しております。

その意味では、数値の取り方自体が最低賃金には合わないと思います。

【村上部会長】

対前年度で見ることに対してのご意見ですね。

労側からご意見はありますか。

【佐﨑委員】

生計費については、率も重要だと思いますが、労側としては、金額も見る必要があると考えています。

最低賃金近傍で働いている方々の可処分所得を見ると、生活環境は依然として厳しい状況です。

そのため、生計費の月額と可処分所得がどの程度あるのかをセットで見るべきだと考えています。

それでみますと、令和６年度、広島県の最低賃金 1,020 円で、月間労働時間を 165

時間とすると、月収は 168,300 円となります。

全国家計構造調査によれば、年収 200 万円から 250 万円の勤労者世帯では、所得税、住民税や社会保険料などの非消費支出が 23,890 円。

その結果、可処分所得は 144,410 円となります。

これに対して、標準生計費が 121,945 円であるため、可処分所得から標準生計費を差し引くと手元に残る金額は 22,465 円しかありません。

令和６年度で比較したのですが、令和７年度は全国家計構造調査が実施されていないため、可処分所得の金額を算出することができません。そのため、令和６年度のデータによる比較とはなりますが、令和６年度においても、年収 200 万円から 250 万円の勤労者世帯では、月に残るお金が 22,465 円しかないという厳しい実態があります。こうしたことから、標準生計費だけでなく、可処分所得の状況も併せて見るべきだと思います。

【長谷川委員】

最低賃金法が求めているのは、セーフティネットとしての最低賃金です。

標準生計費や平均賃金において、「それが足りない」という議論を最低賃金法が求めているのではなくて、生活保護費とのバランスも踏まえながら、最低限の賃金を決める議論であり、平均的にこれくらいの金額があったほうがいいと議論することではないことは、ご理解いただきたい。

最低賃金には法的拘束力があることから、その点を区別して議論する必要があると考えています。

【村上部会長】

使側のご意見に対して、労側から何かございますでしょうか。

【長谷川委員】

法定３要素について議論していて、事業の支払能力についてはまったくコメントがなかったと思います。

賃金については 6.7％の上昇率を重視すること、生計費については標準生計費や

可処分所得を考慮することというご主張だと理解しました。

【村上部会長】
支払能力についてはいかがでしょうか。

【佐﨑委員】
支払能力について、使側からは第４表の 3.70％という数字が示されましたが、それが企業の支払能力に直接紐づく数字なのかと思っています。
賃金については紐づく数字がありますが、支払能力については、3.70 が直接支払能力に関わる数字ではないと思っています。そうなると、どうしても３要素の中で優先してみてしまうのが賃金や標準生計費となります。

【村上部会長】
ありがとうございます。
使側からも、支払能力として何を見るべきかについてご意見があったと思いますが、明確な数字がないということですね。

【佐﨑委員】
直接つながる数字ではないので、その数字を踏まえた検討はしづらいという実態です。

【村上部会長】
我々、公益委員としても、双方が法定３要素についてどのように考えているかを改めて確認させていただきました。
それを踏まえて、金額審議に入っていかないといけないのですが、使側から具体的な金額提示がなく、３要素のこれを見るべきという数字しかでていませんので、このまま審議を続けても議論が進まないと思います。
改めて、労使分かれていただき、公益委員と話をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【佐﨑委員】

労側は、次の専門部会が 17 日にありますので、17 日のことも踏まえて話ができればと思います。

【村上部会長】

今後の議論の進め方も含めて、少しお時間をいただけないでしょうか。

ご理解いただきありがとうございます。

それでは、事務局は別室へのご案内をお願いいたします。

（審議再開）

【村上部会長】

皆様おそろいになられましたので、審議を再開したいと思います。

それぞれのお部屋に伺わせていただき、ご意見を伺いました。

結果、３要素についてもう少し議論を続ける必要があるということになりました。

こういった状況下では、まだ公益案を提示する段階ではないかと思います。よって、審議は次回に持ち越したいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、この場で何かご意見はございますか。よろしいですか。

次に、議事（２）「その他」に移ります。

事務局より説明をお願いします。

【村上賃金室長】

次回第４回専門部会は、８月 17 日、月曜日、10 時から２号館６階７号会議室にて開催させていただきたいと考えております。

次回、第４回専門部会で結審していただいた場合は、専門部会終了後に本審を開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【村上部会長】

ありがとうございます。

次回、第４回専門部会は、８月 17 日、月曜日、10 時から、２号館６階７号会議室で開催いたします。

では、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

委員の皆様、何かございますか。

事務局からはいかがですか。

【村上賃金室長】

ございません。

【村上部会長】

次回の専門部会も公開といたします。

それでは、これをもちまして第３回広島県最低賃金専門部会を閉会といたします。

皆様、お疲れ様でした。